
税理士 無料公開講座シリーズ

Season 4

～ テーマ ～

『株式投資と所得税』

TAC税理士講座

平成22年9月25日

担当：前島雄一



-Contents-

1	はじめに		1
2	株式投資に係る税金		4
3	課税方法の特例		8
4	特定口座		12
付録	よくある質問		18

◆1 今回のテーマについて

預金の金利が著しく低い今、財産の増殖手段は、定期預金などの「貯蓄」から、株式や投資信託への「投資」へ移行しています。

そのなかでも、リターンの大きい株式への投資は、いまや投資家だけのものではなく、サラリーマン、主婦、学生の間にも、大きく広がっています。

ところで、株式で得た「リターン」は「配当金」と「売却益」ですが、これらはいずれも課税所得であり、所得税と住民税が課税されることをご存知でしょうか？

場合によっては、確定申告が必要なこともあるのです。

株式投資に対する所得税・住民税の課税は、数種の方法があり、その方法によってかかる税額も変わります。

さらに、近年は、確定申告等の税務手続きが簡略化された「特定口座」を利用する人も増えていきます。

今回は、株式投資に係る税金として、上場株式の配当金及び売却益について、主に所得税の取扱いを、ご紹介していきます。

「リターン」とは切っても切れない関係の「税金（所得税）」を知ることで、より賢い株式投資を目指しましょう。

◆ 2 上場株式の配当金・売却の一般的な取扱いの概要

1 配当金

源泉徴収税額	課 税 方 法	確定申告の有無
10% 〔 所 7% 〕 〔 住 3% 〕	① 総合課税（超過累進税率）＋配当控除	確定申告が必要
	② 申告分離課税（一律課税）	
	③ 申告不要（源泉徴収で終了）	確定申告が不要

2 売却益（譲渡益）

□ 座 の 種 類		課 税 方 法	確定申告の有無
一 般 □ 座 (特定口座以外)		申告分離課税（一律課税）	確定申告が必要
特定口座	簡易申告口座	申告分離課税（一律課税）	
	源泉徴収口座	申告分離課税（一律課税） ← 選	
	(源泉あり)	申告不要（源泉徴収で終了） ← 択	確定申告が不要

3 売却損（譲渡損）

□ 座 の 種 類		取 扱 い	確定申告の有無
一 般 □ 座 (特定口座以外)		次の順序で通算 ① 他の株式の譲渡益 ② 申告分離課税を選択した配当	確定申告が必要
特定口座	簡易申告口座		
	源泉徴収口座	源泉徴収口座に受け 選 択 入れた配当と通算	
			確定申告が不要

(memo)

◆ 1 配当金に係る税金

1 源泉徴収制度

上場株式を、その発行した株式会社の決算日などの配当基準日に保有している株主には、配当金が支払われます。

この配当金は、「源泉徴収」という仕組み（住民税は「特別徴収」といいます。）により、10%相当額の税金が天引きされて支払われます。

〈源泉徴収（特別徴収）される税金の額〉

所得税	配当金の額	×	7%
住民税	配当金の額	×	3%

（注）発行済株式総数の5%以上を保有する大口株主は、所得税のみ20%源泉徴収されます。

2 原則的な課税方法

(1) 配当金は、所得税法上「配当所得」として取り扱われます。

この「配当所得」は、「給与所得（サラリーマンの給料）」「事業所得（商売に係る利益）」などと合算して、所得税が課税されます。（この課税方法を「総合課税」といいます。）

原則として、確定申告が必要です。

なお、税額は「超過累進税率」という税率を適用して計算します。

（注）このほか、住民税が10%課税されます。

※ 超過累進税率

次の速算表を用いて、税額計算をします。

課税所得が多い人ほど、高い税率が適用されます。

課税される所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)
1,950,000円以下	5%	—
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円
18,000,000円超	40%	2,796,000円

例示

サラリーマンAさんの平成22年分の所得

- (1) 配当所得（CAT株式（上場）の配当金） 500,000円
 ※ 源泉徴収された所得税額 35,000円
- (2) 給与所得 5,000,000円
 ※ 源泉徴収された所得税額 570,000円

算出税額（注：一部計算要素を省略しています。以下の例示も同様です。）

500,000円 + 5,000,000円 = 5,500,000円（課税所得）

5,500,000円 × 20% - 427,500円 = 672,500円（算出税額）

- (2) さらに、配当所得については、税額控除（算出税額から一定の税額を減額する仕組み）として、「配当控除」というものを控除します。

〈配当控除の仕組み〉

配当所得の金額 × 10%※ = 配当控除額

※ 課税所得が1,000万円を超える人は、5%です。

配当控除額

500,000円 × 10% = 50,000円

- (3) ところで、この配当金については、支払を受ける際に、所得税が7%天引き（源泉徴収）されていますので、このままにしておくと、所得税が2回課税されることになってしまいます。

そこで、「源泉徴収された所得税額」は、確定申告の際、算出税額から控除します。

なお、支払の際、住民税が特別徴収されていますが、これは住民税額の計算上考慮します。

Aさんが確定申告で納付すべき所得税の額

$$\begin{array}{ccccccc}
 672,500\text{円} & - & 50,000\text{円} & - & (35,000\text{円} + 570,000) & = & 17,500\text{円} \\
 \text{算出税額} & & \text{配当控除額} & & \text{※ 源泉徴収税額} & &
 \end{array}$$

したがって、例示のAさんは、17,500円を確定申告により納付することになります。

（注）確定申告は、翌年2月16日から3月15日までの一ヶ月間に行います。

◆ 2 株式の売却益に係る税金

上場株式の売却益（「譲渡益」といいます。）は、所得税法上「譲渡所得」として取り扱われます。

〈譲渡益の求め方〉

$$\text{売買代金} - (\text{上場株式の取得価額} + \text{売却手数料}) = \text{譲渡益}$$

この「譲渡所得」は、「株式等に係る譲渡所得等」と呼ばれ、配当所得とは異なり、他の所得とは合算しません。（この課税方法を「申告分離課税」といいます。）

原則として、確定申告が必要です。

なお、税率は一律「7%」です。

（注）このほか、住民税が3%課税されます。

例示	サラリーマンBさんが、所有するCAT株式（上場）を売却したことによる譲渡益が10,000,000円ある場合
----	---

算出税額

$10,000,000\text{円} \times 7\% = 700,000\text{円}$

したがって、例示のBさんは、700,000円を確定申告により納付することになります。

(memo)

◆ 1 配当所得の特例

配当所得は、前述したように、「総合課税」という方法により所得税が課税されます。

「総合課税」では、超過累進税率を適用しますので、仮に配当所得が少額であったとしても、他の課税所得が多額であれば、高い税率による税負担を強いられます。

配当所得に対する課税は、株式投資に密接な関係があるため、高い税率が投資の妨げにならないよう、活発な株式投資を促進するため、次の特例があります。

1 申告分離課税

「配当所得」は、他の課税所得と合算しない課税方法を選択することができます。

この課税方法を「申告分離課税」といいます。

この特例を適用するためには、確定申告が必要です。

なお、税率は一律「7%」です。

（注）このほか、住民税が3%課税されます。

但し、この特例を適用した場合には、「配当控除」の適用を受けることができません。

したがって、「配当控除」まで考慮した上で、「総合課税」と「申告分離課税」のいずれが有利かを判断することになります。

〈有利不利の目安〉

課税所得が 330万円以下の場合 …… 原則の「総合課税」が有利

課税所得が 330万円を超える場合 …… 特例の「申告分離課税」が有利

また、この特例を適用した場合に限り、後述の上場株式の譲渡損失の金額との損益通算をすることができます。

5 ページと同じ例示で、「総合課税」と「申告分離課税」のどちらが有利か考えてみましょう。

例示

サラリーマンAさんの平成22年分の所得

(1) 配当所得（CAT株式（上場）の配当金）	500,000円
※ 源泉徴収された所得税額	35,000円
(2) 給与所得	5,000,000円
※ 源泉徴収された所得税額	570,000円

算出税額

配当	$500,000円 \times 7\% = 35,000円$	} 607,500円
給与	$5,000,000円 \times 20\% - 427,500円 = 572,500円$	

配当控除額

適用なし

Aさんが確定申告で納付すべき所得税の額

607,500円	-	(35,000円 + 570,000円)	=	2,500円
算出税額		源泉徴収税額		

したがって、この例示であれば、「申告分離課税」の特例を適用したほうが、「総合課税」よりも税額が 15,000円少なくなり、有利です。

（注）実際は、所得控除額の多寡により、有利不利の判定が逆転することもあります。

2 申告不要

ところで、サラリーマンなどの給与所得者の多くは、副収入が20万円以下である場合、確定申告をする必要がありません。

しかし、配当収入が20万円を超えてしまえば、原則の「総合課税」であっても、特例の「申告分離課税」であっても、確定申告をしなければなりません。

そこで、申告の手間を省くため、配当所得には、「申告不要」の特例が設けられています。

これは、配当所得の源泉徴収制度を利用して、天引きされた7%の源泉徴収税額だけで、課税関係を終了させるというものです。

（注）この場合には、住民税も同様に、3%の特別徴収税額だけで課税関係が終了します。

したがって、上記の例示にあてはめれば、Aさんは源泉徴収税額 35,000円の負担をするだけで、この配当所得については、確定申告をする必要がありません。

但し、申告不要の特例を適用する場合には、配当控除の適用はありません。税負担は必ず7%になります。

◆ 2 株式等に係る譲渡所得等の特例

購入当初より値上りした株式を売却した場合には、その利益に所得税が7%課税されますが、値下がりした株式を売却した場合には、損失が発生してしまいます。

この売却損は、他に株式の譲渡益があれば、それと通算することはできますが、給与所得や事業所得などの他の所得との通算や、翌年以降に繰り越すことは、認められていません。

しかし、利益が出たときだけ課税して、損失が出たときに何にも考慮してもらえないようでは、投資家は値下がりした株式の売却を控えてしまうのは当然です。

そこで、上場株式の投資性、流通性を妨げないよう、上場株式に限って、譲渡損を他の所得と通算したり、翌年以降に繰り越すことができる特例があります。

1 配当所得との損益通算

上場株式の売却損（譲渡損）は、申告分離課税を選択した配当所得の金額とのみ、通算することができます。（これを、「損益通算」といいます。）

但し、総合課税を選択した配当所得や、給与所得、事業所得などの他の課税所得との通算は、一切できません。

なお、この特例の適用を受けるためには、確定申告が必要です。

例示	サラリーマンCさんの平成22年分の所得
(1)	配当所得（CAT株式（上場）の配当金） 500,000円
	※ 源泉徴収された所得税額 35,000円
(2)	給与所得 5,000,000円
	※ 源泉徴収された所得税額 570,000円
(3)	CAT株式（上場）の売却損 △200,000円
損益通算	
$500,000円 - 200,000円 = 300,000円$ （申告分離課税の配当所得）	
配当所得	譲渡損
算出税額	
配当	$300,000円 \times 7\% = 21,000円$
給与	$5,000,000円 \times 20\% - 427,500円 = 572,500円$
	} 593,500円
配当控除額	
適用なし	
Cさんが確定申告で還付してもらえる所得税の額	
593,500円	$- (35,000円 + 570,000円) = \triangle 11,500円$
算出税額	源泉徴収税額

この例示であれば、確定申告をすることで 11,500円の還付を受けることができます。

2 損失の繰越控除

上場株式の売却損（譲渡損）は、その損失が発生した年の翌年以後3年間に渡って繰り越して、株式等に係る譲渡所得等の金額及び申告分離課税を選択した配当所得の金額から控除することができます。（これを、「損失の繰越控除」といいます。）

但し、総合課税を選択した配当所得や、給与所得、事業所得などの他の課税所得からは、一切控除できません。

なお、この特例の適用を受けるためには、「損失が発生した年」と「繰り越してきた年」の両方で、確定申告が必要です。

〈繰越控除の順序〉

(1) 株式等に係る譲渡所得の金額 → (2) 申告分離課税を選択した配当所得

例示 (1) サラリーマンDさんの平成22年分の所得

- ① 配当所得（CAT株式（上場）の配当金） 500,000円
※ 源泉徴収された所得税額 35,000円
- ② 給与所得 5,000,000円
※ 源泉徴収された所得税額 570,000円
- ③ CAT株式（上場）の売却益 300,000円

(2) Dさんは、平成21年に、NEKO株式（上場）を売却したが、値下がりしていたため、750,000円の損失が生じてしまった。

Dさんは、この損失を繰り越すために確定申告をしている。

繰越控除

- ① $300,000円 - 750,000円 = \triangle 450,000円$
今年の譲渡益 繰越譲渡損
- ② $500,000円 - 450,000円 = 50,000円$ （申告分離課税の配当所得）
配当所得 繰越譲渡損

算出税額

- ① 配当 $50,000円 \times 7\% = 3,500円$
 - ② 給与 $5,000,000円 \times 20\% - 427,500円 = 572,500円$
- } 576,000円

配当控除額

適用なし

Dさんが確定申告で還付してもらえる所得税の額

$576,000円 - (35,000円 + 570,000円) = \triangle 29,000円$
算出税額 源泉徴収税額

この例示であれば、確定申告をすることで 29,000円の還付を受けることができます。

個人投資家は、証券会社に口座を開設して上場株式の売買を行っていますが、現在は、「特定口座」という口座を利用するのが主流です。

この「特定口座」は、取引の記録や、面倒な株式の譲渡益や税額の計算を、証券会社が投資家の代わりに行ってくれるというもので、個人投資家にとっては、大変便利な口座です。

さらに、この「特定口座」では、株式の譲渡益について、源泉徴収を選択することができ、特定口座内で発生した上場株式の譲渡益について、確定申告不要の特例を受けることもできます。

◆ 1 特定口座の種類

証券会社に口座を開設する場合、「一般口座」か「特定口座」のどちらかを選択します。

「特定口座」を選択した場合、さらに、「源泉徴収あり」か「源泉徴収なし」かの選択をします。なお、「源泉徴収」は、1年ごとに「あり」「なし」の選択をすることができます。

一 般 口 座 ……取引の記録や、譲渡益を自分で記録します（とても面倒です）

★ 特 定 口 座 ……取引の記録や、譲渡益は証券会社が計算してくれます

{ 源泉徴収あり（取引の度に、譲渡益に対して所得税と住民税が天引きされます）
源泉徴収なし

◆ 2 源泉徴収ありの特定口座

源泉徴収ありの特定口座を選択した場合には、年間総譲渡益に対して7%が源泉徴収（このほか、住民税が3%特別徴収）されます。

源泉徴収は、取引ごとに行われ、その仕組みは次のようになっています。

(1) 譲渡益が出た場合

… 譲渡益 × 7%

(2) 譲渡損が出た場合

… 源泉徴収されません

なお、取引時の年間総譲渡益に対して7%源泉徴収された状態にするため、既に源泉徴収された所得税額が還付される場合があります。

例示 サラリーマンEさんは、M証券会社で特定口座（源泉徴収あり）を開設し、上場株式の売買をしています。

（Eさんの平成22年の取引の状況）

- | | | |
|--------------------|-----|------------|
| (1) 平成22年1月8日の取引 | | |
| C株式 | 売却益 | 300,000円 |
| (2) 平成22年3月10日の取引 | | |
| A株式 | 売却益 | 500,000円 |
| (3) 平成22年8月20日の取引 | | |
| T株式 | 売却損 | △200,000円 |
| (4) 平成22年12月15日の取引 | | |
| S株式 | 売却益 | 1,000,000円 |

〈源泉徴収される所得税額〉

- | | | |
|---|------------|-----------|
| (1) 平成22年1月8日の取引 | | |
| 300,000円 × 7% = 21,000円 | （源泉徴収税額の合計 | 21,000円） |
| (2) 平成22年3月10日の取引 | | |
| 500,000円 × 7% = 35,000円 | （源泉徴収税額の合計 | 56,000円） |
| (3) 平成22年8月20日の取引 | | |
| 譲渡損のため、源泉徴収されません | | |
| ※ 還付される税額 | | |
| 56,000円 - (300,000円 + 500,000円 - 200,000円) × 7% = 14,000円 | （源泉徴収税額の合計 | 42,000円） |
| (4) 平成22年12月15日の取引 | | |
| 1,000,000円 × 7% = 70,000円 | （源泉徴収税額の合計 | 112,000円） |

この特定口座の年間総譲渡益は
300,000円 + 500,000円 - 200,000円 + 1,000,000円 = 1,600,000円であり、
年間総譲渡益の7%である 112,000円が源泉徴収されているのがわかります。

◆3 申告不要の特例（源泉徴収ありの特定口座）

源泉徴収ありの特定口座では、◆2のとおり年間総譲渡益の7%が源泉徴収されます。

この特定口座に係る譲渡所得については、原則として確定申告が必要ですが、その場合に適用される税率は■2 ◆2（6ページ）のとおり、源泉徴収と同じ7%です。

そこで、申告の手間を省くため、その特定口座に係る譲渡所得について、「申告不要」の特例が設けられています。

これは、配当所得の申告不要制度と同様、天引きされた7%の源泉徴収税額だけで、課税関係を終了させるというものです。

（注）この場合には、住民税も同様に、3%の特別徴収税額だけで課税関係が終了します。

但し、この特例は、「源泉徴収ありの特定口座」にしか適用がありませんので、「源泉徴収なしの特定口座」を選択した場合には、確定申告をしなければなりません。

特 定 口 座

- 源泉徴収あり → 確定申告しないことができます。
- 源泉徴収なし → 確定申告をしなければなりません

◆4 特定口座年間取引報告書

特定口座を開設すると、その証券会社から、翌年1月中に、「特定口座年間取引報告書」という書類が送られてきます。

「特定口座年間取引報告書」には、次のような事項が記載されています。

- (1) 源泉徴収の選択の有無
- (2) 源泉徴収税額
- (3) 売買代金の総額
- (4) 取得費※1及び譲渡費用※2の総額
 - ※1 取得費とは、売却した株式の取得価額のことで。
 - ※2 譲渡費用とは、証券会社に支払った売却手数料のことで。
- (5) 年間総譲渡益（(3)－(4)の金額です。）

確定申告の必要な「源泉徴収なしの特定口座」を選択した人でも、確定申告をする際は、この書類に記載された金額を転記するだけで済み、簡単に申告することができるので、「源泉徴収なしの特定口座」は、「簡易申告口座」とも呼ばれます。

◆5 特定口座で配当金の受入れをしている場合の特例

平成22年から、源泉徴収ありの特定口座で、上場株式の配当金の支払を受けることができますようになりました。（「配当金の受入れ」といいます。）

配当金の受入れを選択した場合には、ひとつの特定口座内で「株式の譲渡損益」と「配当金」が取り扱われることになります。

それぞれ、売買代金又は配当金の支払の際、所得税と住民税が天引きされます。

ところで、◆3でみたように、源泉徴収ありの特定口座は、確定申告をする必要がありませんが、特定口座内で株式の譲渡損が生じてしまった場合には、この譲渡損を上場株式の配当所得と損益通算（**3** ◆2の1（10ページ）と損益通算をしようとすると、前述したように、確定申告をしなければなりません。

そこで、この手間を解消するため、特定口座内で上場株式の譲渡損が生じている場合には、確定申告をしなくても損益通算ができるよう、平成22年から「特定口座内での配当所得と譲渡損の損益通算」制度が始まりました。

仕組みは次のようになっています。

（1 / 1 から12 / 31までの取引の状況）

上場株式の譲渡損（A）← 譲渡損のため、源泉徴収されていません。

上場株式の配当金（B）← 支払の際、7 %源泉徴収されています。

（当初の源泉徴収税額（C））

（年末）

証券会社が、配当金の源泉徴収税額を、次のように再計算します

$$(B - A) \times 7\% = \text{再計算後の配当金の源泉徴収税額 (D)}$$

↑
この部分が事実上の損益通算

再計算後の配当金の源泉徴収税額（D）は、当初の源泉徴収税額（C）を必ず下回りますので、証券会社はこの差額を還付します。

$$C - D = \text{年末における還付税額}$$

つまり、このように源泉徴収をすることで、申告して損益通算をした場合と同じ効果を出すことができるようになっているのです。

例示 サラリーマンFさんは、N証券会社で特定口座（源泉徴収あり）
を開設し、上場株式の売買及び配当金の受入れをしています。

（Fさんの平成22年の取引の状況）

（1）平成22年7月14日の取引

T 株式	売却損	△100,000円
------	-----	-----------

（2）平成22年9月30日

K 株式	配当金	300,000円
（源泉徴収税額 21,000円）		

〈年末における再計算後の配当金の源泉徴収税額〉

$(300,000円 - 100,000円) \times 7\% = 14,000円$

〈年末における還付税額〉

$21,000円 - 14,000円 = 7,000円$

(memo)

付録

よくある質問

Q 1

私の妻は専業主婦ですが、特定口座を利用して、数年前から上場株式の売買をしています。昨年までは、毎年20万円程度の利益でしたので、私は「配偶者控除」の適用を受けていましたが、今年は所有していた株式が大きく値上りをしたようで、売却益が500万円出ているようです。妻の所得が500万円もあつたら、今年は「配偶者控除」は受けられないですよね？

A 1

源泉徴収ありの特定口座を利用しているのであれば、配偶者控除は受けられます。

「配偶者控除」というのは、妻（夫）の今年の所得が38万円以下である場合、夫（妻）の課税所得の計算上、原則38万円を控除できる「所得控除」という制度のひとつです。

Q 1 のケースでは、妻の特定口座が「源泉徴収なし」の口座であれば、今年の妻の課税所得は500万円ですので、要件を満たさないことになり、適用を受けることはできません。

しかし、妻の特定口座が「源泉徴収あり」の口座であれば、申告不要制度を適用することができますので、妻の譲渡所得500万円は、申告しないものとして課税所得を計算します。したがって、妻の今年の課税所得はゼロになり、配偶者控除の適用を受けることができます。

Q 2

私は、今年の上場株式の配当金について、確定申告をするつもりです。その際に、証券会社から送られてきた書類を添付しないといけないと聞いたのですが、どの書類を添付すればいいのでしょうか？

A 2

「上場株式配当等の支払通知書」を添付しなければなりません。

「上場株式配当等の支払通知書」とは、証券会社などを介して上場株式の配当金の支払を受けている場合に交付を受けるもので、1年間に於いて支払われた金額などが記載された書類です。

翌年の1月31日までに、各証券会社などから交付されますので、それを確定申告書に添付する必要があります。

Q3

私は、今年から証券会社に特定口座を開設しようと思っていますが、「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」のどちらにしようか悩んでいます。

「源泉徴収あり」「源泉徴収なし」それぞれのメリットを教えてください。

A3

1. 「源泉徴収あり」のメリット

確定申告不要の特例を受けることができます。

今年の株式の売却益がいくらであろうとも、源泉徴収ありの特定口座であれば、それを申告する必要はありません。

また、申告不要の特例を受ける場合には、その特定口座に係る譲渡所得は、課税所得として認識しませんので、株の売買をする配偶者や家族について、配偶者控除・扶養控除を受けようと思っている場合には、源泉徴収ありを選択したほうが有利な場合があります。(Q1 参照)

2. 「源泉徴収なし」のメリット

源泉徴収なしの特定口座は、売買代金の全額の支払を受けることができますので、源泉徴収ありに比べて、多く再投資することができます。

(源泉徴収あり口座は、売買代金から税金が天引きされますので、手取り額が90%になってしまいます。)

申告の手間を省きたいという人は「源泉徴収あり」を、できるだけ再投資額を増やして多くのリターンを狙いたいという人は「源泉徴収なし」を選択することが多いようです。